

(仮訳)



フィリピン中央銀行

銀行監督・検査：フィリピンの事例

2007年12月17日

ネストル・A・エスペニーヤ・ジュニア
副総裁

概要

- フィリピンの金融制度のあらまし
- フィリピンの銀行制度
- フィリピンにおける銀行監督
- 結論



フィリピンの金融制度のあらまし

- 銀行が支配的
- フィリピンの金融監督機関
 - フィリピン中央銀行 (BSP)
 - 証券取引委員会 (SEC)
 - 保険委員会 (IC)
 - フィリピン預金保険機構 (PDIC)



フィリピンの金融制度のあらまし

● 金融部門フォーラム

- 2004年7月設立
- メンバーはBSP、SEC、IC、PDIC
- 法的義務のない協調的取り組み
- 監督機関の統合ではない
- 主な目的
 - 金融コングロマリットに対する監督の改善
 - 規制上のグレーゾーンへの対応
- 作業部会: (1) 監督・規制政策、 (2) 報告と情報交換、 (3) 利用者保護



フィリピンの銀行制度

- 銀行は資本構造と業務内容によって区別される
 - 総合銀行 (UB) – 商業銀行 (KB) + 投資信託業務、金融機関協同で100%所有
 - 商業銀行 (KB) – 為替手形の受け入れ、信用状の発行、債務証書の割引と換金、預金の受け入れ、外貨売買
 - 貯蓄銀行 (TB) – 貯蓄、個人向け融資、住宅ローン
 - 農村銀行 (RB) – 預金の受け入れ、農家・漁師・協同組合・小売商の信用ニーズへの対応
 - 補助金のない持続可能なマイクロクレジットがRBとTBで取り扱われ、またKBでも大口資金調達を通して取り扱われる



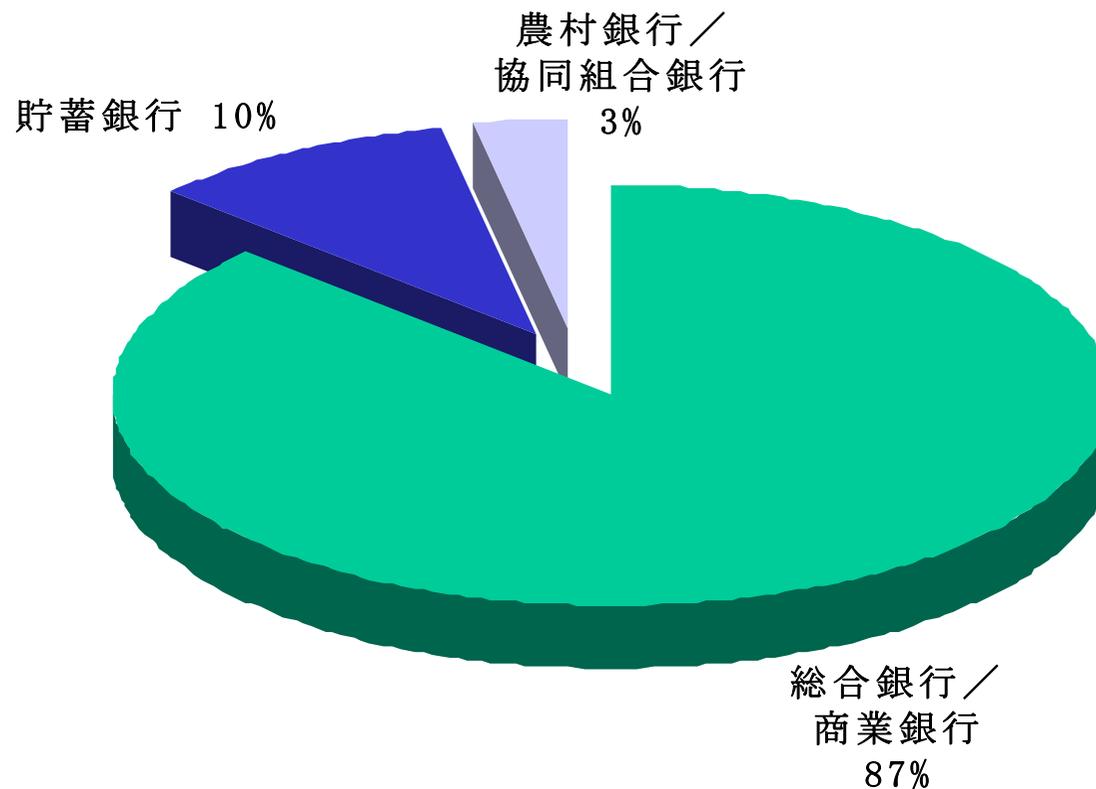
フィリピンの銀行制度

フィリピンの銀行制度		
	総資産 単位：百万フィリピンペソ 2007年9月末現在	銀行数 2007年11月末現在
全銀行	4,930.1	848
総合銀行 (UB)	3,539.1	16
商業銀行 (KB)	764.4	22
貯蓄銀行 (TB)	477.9	82
農村銀行／協同組合銀行	148.7	728



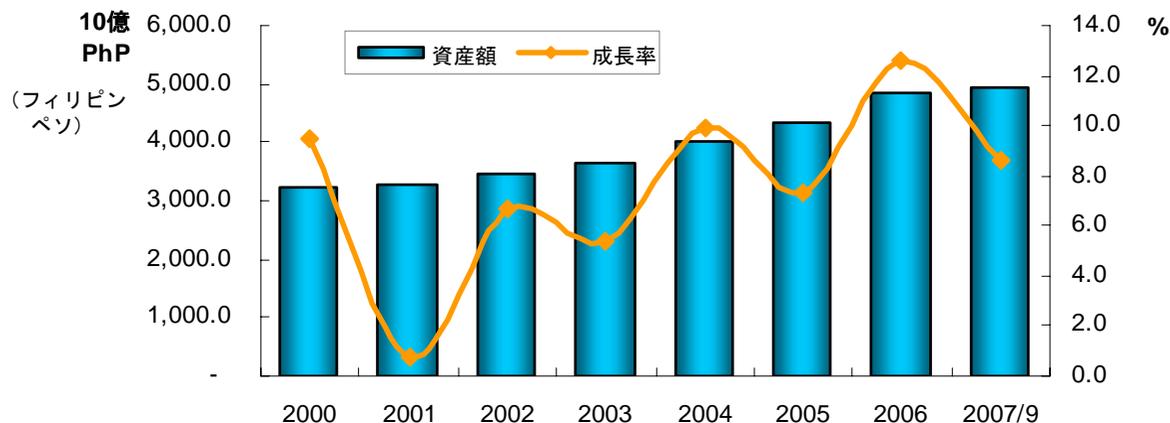
フィリピンの銀行制度: 市場シェア

銀行制度: 銀行分類別 資産シェア
2006年末現在



フィリピンの銀行制度: 資産の成長率

銀行制度: 総資産
2000年- 2006年末および2007年9月末現在



10億フィリピンペソ	2005	2006	2007/9 ^{p/}
総資産	4,319.4	4,865.6	4,930.1
融資 (正味)	2,008.7	2,294.9	2,274.0
預金	2,970.7	3,497.6	3,515.5

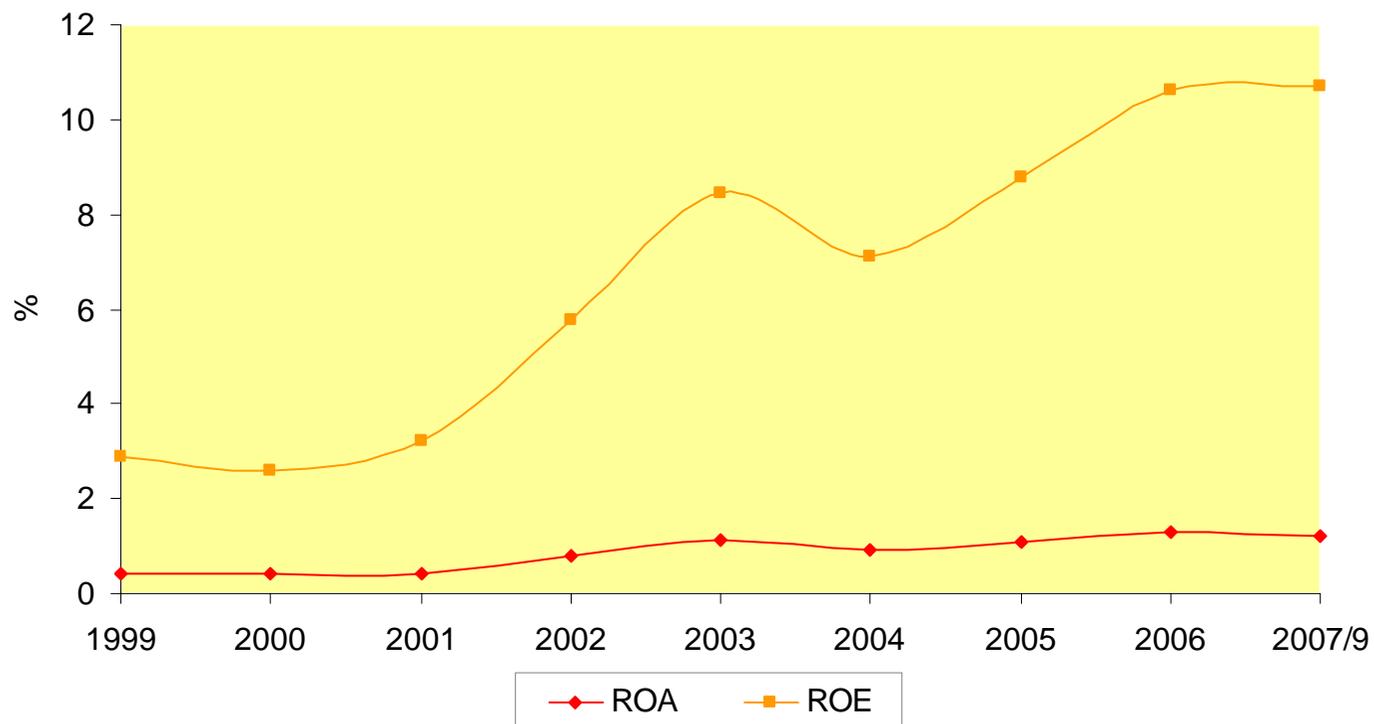
p/ 暫定データ



フィリピンの銀行制度: 利益率

銀行制度: 総資産利益率 (ROA) / 株主資本利益率 (ROE)

1999年- 2006年度および2007年9月30日までの9ヶ月間



フィリピンの銀行制度: 不良資産処理

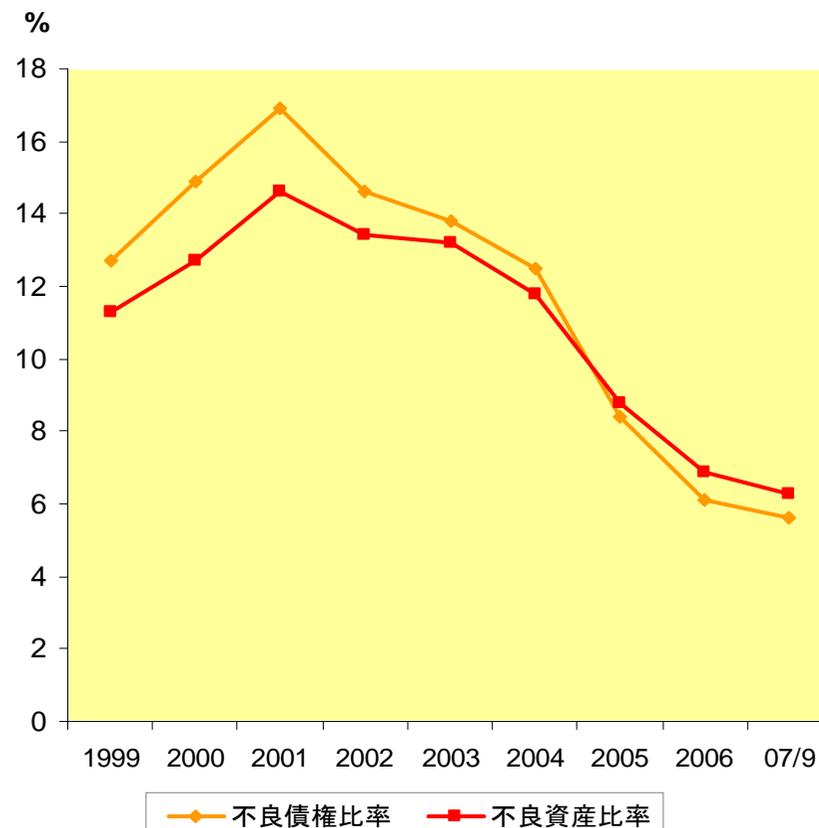
特別目的事業体 (SPV) 取引

- フェーズI – 970億ペソの不良資産処分
- 改正SPV法^{1/}のフェーズII
 - 完了済み取引 – 320億ペソ
 - 保留中の申請 – 109億ペソ相当の不良資産をSPVおよび **dacion en pago**に売却

合弁会社が処理

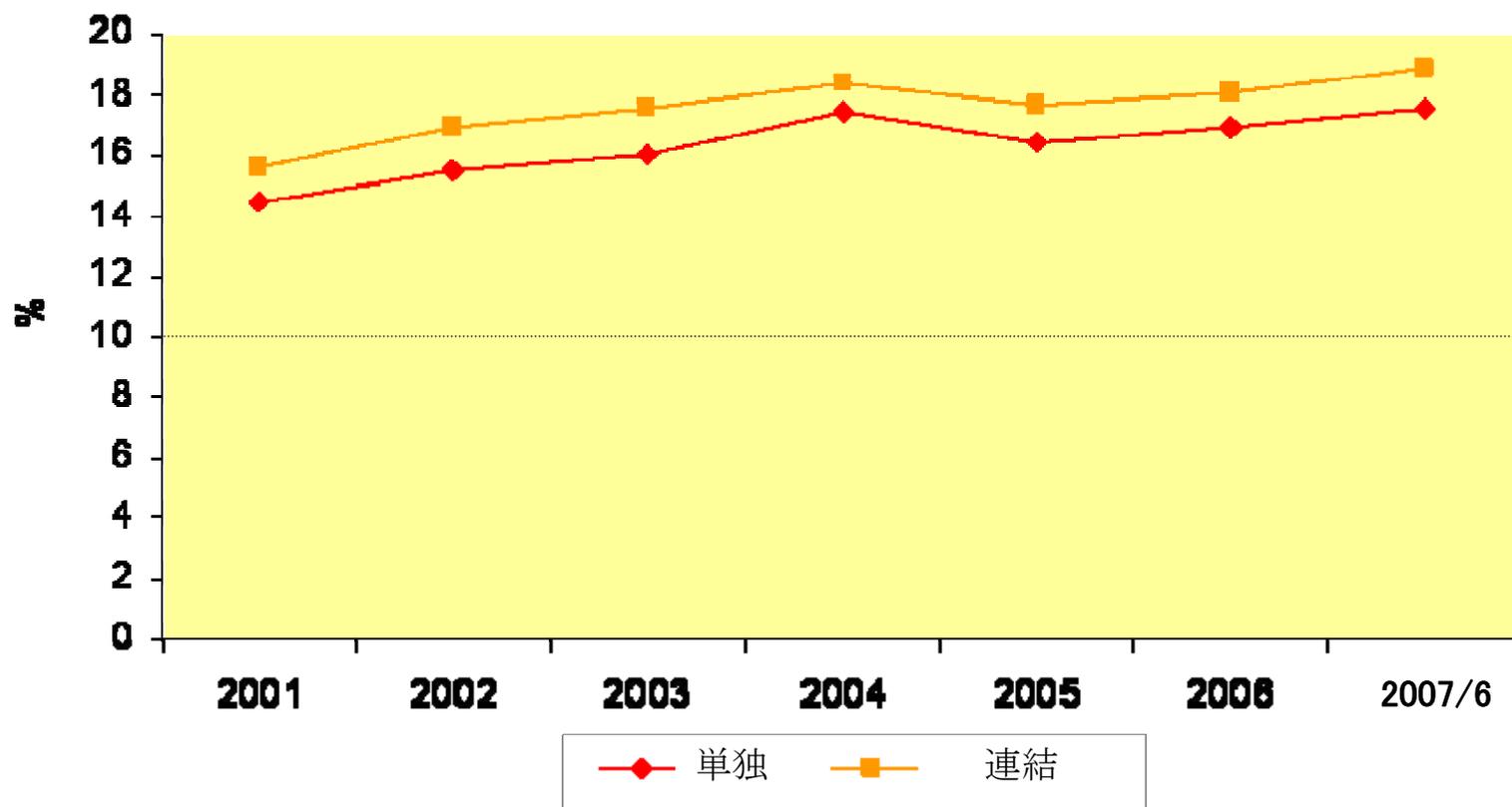
^{1/} 2007年9月30日現在の取引

銀行制度: 不良債権比率および不良資産比率
1999年-2006年末および2007年9月末現在



フィリピンの銀行制度: 経営健全度

銀行制度: 自己資本比率 (CAR)
2001年- 2006年末および2007年6月末現在



フィリピンにおける銀行監督

- 法的枠組み

- **R.A. No. 7653**（新中央銀行法、**1993年**） – 連結監督
- **2000年**の一般銀行法 – リスク重視の監督アプローチ



フィリピンにおける銀行監督

● 連結監督

- 複雑な銀行グループと多様なコングロマリットに対応するために推進
- 1998年に開始し、2005年から実施を加速

● リスク重視の監督アプローチ

- 銀行ビジネスの複雑性に対応するために推進
- 1997年から徐々に移行し、2005年から実施を加速
- リスクの適切な管理、吸収、価格設定が可能である限りにおいて、銀行はリスクを負うことが許される



フィリピンにおける銀行監督

- リスク重視の監督アプローチの内部要件
 - データの収集・保管
 - 財務報告パッケージ
 - データ保管システム
 - 金融規制当局との非公式取り決め
 - 検査／オフサイト監視プロセスの総点検
 - 検査報告書、CAMELS（評定制度）、機関概要



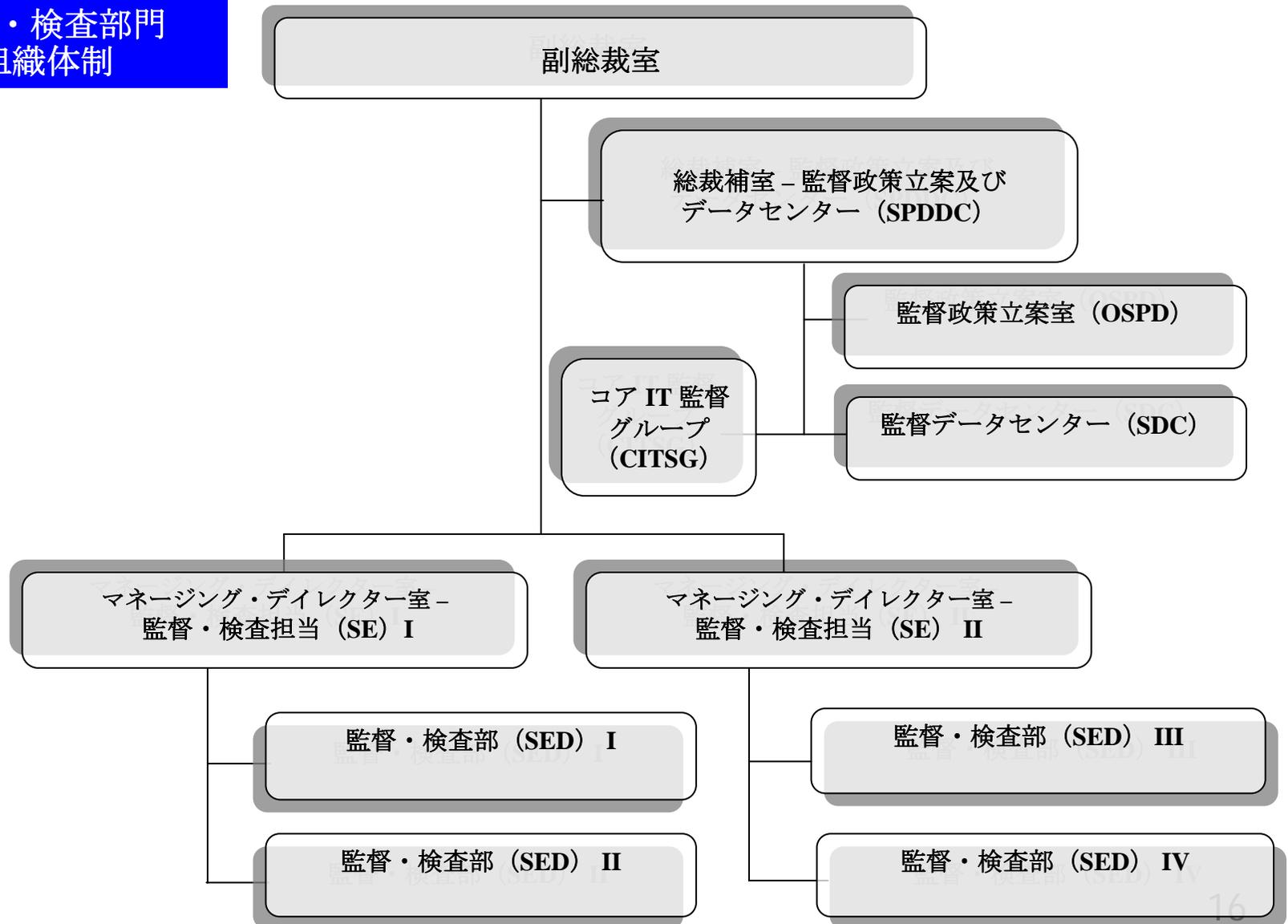
フィリピンにおける銀行監督

- リスク重視の監督アプローチの内部要件
 - スキルとトレーニング
 - 内部でのトレーニングプログラム構築
 - 外部のトレーニングプログラム
 - 国際認証
 - **BSP**の監督・検査部門の再編成



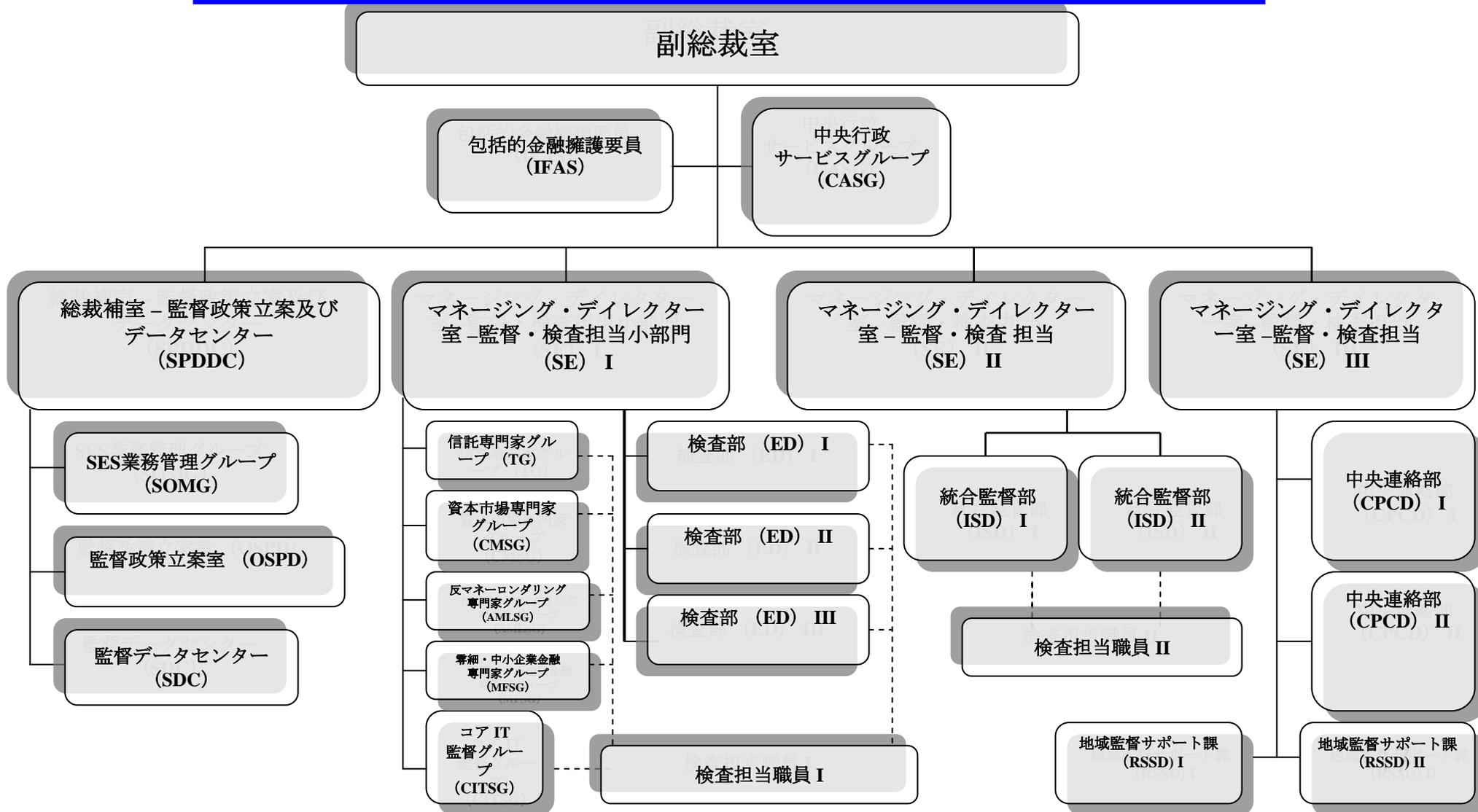
フィリピンにおける銀行監督

従来のBSP監督・検査部門
(SES) の組織体制



フィリピンにおける銀行監督

新しいBSP監督・検査部門 (SES) の組織体制



フィリピンにおける銀行監督

- その他の監督ツール
 - 銀行業績報告書 (BPR) システム
 - 銀行早期警告システム (EWS)
 - 検査官活用スケジューリングシステム (ERSS)



フィリピンにおける銀行監督

- 効果的な銀行監督のためのバーゼル・コアプリンシプル遵守において明らかになった課題（2002年IMF評価に基づく）
 - 監督官の法的保護
 - 国内外の金融監督機関との情報共有および協力の枠組み作り
 - 連結監督・銀行検査の実施
 - 早期是正措置と、問題銀行処理の枠組み
 - 銀行のリスク管理体制に対する適切な基準



フィリピンにおける銀行監督

- 効果的な銀行監督のためのバーゼル・コアプリンシプル遵守における進展
 - 監督官の法的保護 –
 - BSP綱領改訂案に盛り込む
 - 国内外の金融監督機関との情報共有および協力の枠組み作り
 - 金融部門フォーラム（FSF）を介して、国内の金融監督当局間で情報交換および協力を行う
 - 外国の監督機関との正式合意 5件、交渉中7件



フィリピンにおける銀行監督

- 効果的な銀行監督のためのバーゼル・コアプリンシプル遵守における進展
 - 連結監督・銀行検査の実施
 - **BSP-SES**再編成は、連結監督の支援も目的としている
 - **BSP**綱領改訂案の1つは、銀行の非系列子会社および関連会社を調査する権限を**BSP**に付与すること
 - **USAID**との技術支援（**TA**）を通じて、銀行の監督・検査に関するマニュアルを改訂
 - 「**F I R S T**」(**Financial Sector Reform and Strengthening**)イニシアティブとの技術支援（**TA**）を通じて、**BSP**検査官向けの持続可能かつ現実的な正式基礎トレーニングプログラムを開発



フィリピンにおける銀行監督

- 効果的な銀行監督のためのバーゼル・コアプリンシプル遵守における進展
 - 早期是正措置と問題銀行処理の枠組み
 - 2006年－早期是正措置の枠組みの見直しと強化
 - 銀行を早期是正措置下に置くための明示的基準、および実施する措置
 - 資金難に陥った銀行に対する手続きは整備済みだが、法的強制力がないため適用が難航
 - BSP綱領改訂案の意図は、問題銀行を効果的に処理するためにBSPの権限を増強すること



フィリピンにおける銀行監督

- 効果的な銀行監督のためのバーゼル・コアプリンシプル遵守における進展
 - 銀行のリスク管理体制に対する適切な基準
 - リスク管理に関する以下の監督ガイドラインを発行・実施済み
 - 金融デリバティブのリスク管理
 - 信用リスクの内部評価システム
 - 市場リスク管理
 - 流動性リスク管理
 - ITリスク管理
 - リスク別の監督



フィリピンにおける銀行監督

● 国際標準の採用

➤ 2007年7月にバーゼルIIを採用

- 準備作業: 国内の枠組みと能力確立における進展、改正、調整を率先して監視
- 標準的手法の採用 + 柱となる3つのガイドライン
- 先進的手法が2010年までに許可される見込み: ICAAPガイドラインを金融業界に公表
- 承認作業に関する母国・現地問題への取組みは、海外の銀行の法的立場により決められる

➤ 2005年から国際会計基準を採用

- 外部監査人認定制度により支援



フィリピンにおける銀行監督

- コーポレートガバナンスの強化
 - 銀行の取締役会の責務と責任を再定義
 - 銀行幹部に対して「フィット・アンド・プロパー」原則を採用
- マネーロンダリング防止規制の強化
 - 顧客の身元確認要件
 - **BCBS**基準に準拠した**KYC**プログラム



フィリピンにおける銀行監督

● 発展イニシアティブ

➤ 以下により資本市場を発展:

- 外国為替自由化への貢献
- 国内の債券市場およびデリバティブ市場の発展
- 決済システムの改善

➤ 以下により、貧困層に対して銀行サービスをより利用しやすくする

- 銀行による持続可能なマイクロファイナンス業務
- モバイル金融サービスの革新的発展

➤ 金融リテラシー

➤ 法律制定による支援



結論

- フィリピンにおける銀行の監督はこの10年で長い道のりを経てきた。
- 既存の法的枠組みによる限界はあるものの、**BSP**は国際的に認知された基準に沿って監督・検査アプローチの改善を続ける
- **BSP**は、関連規制の発布により銀行業務慣行の改善にも努める
- しかしながら、フィリピンの銀行監督業務のさらなる改善のためには**BSP**綱領の大きな変更が必要





フィリピン中央銀行

銀行監督・検査：フィリピンの事例

2007年12月17日

ネストル・A・エスペニーヤ・ジュニア
副総裁